別添

令和７年度における優越タスクフォースの取組状況

第１　処理概況

令和７年度においては、優越的地位濫用事件タスクフォース（以下「優越タスクフォース」という。）が中心となって、全国の有力な電気設備資材卸売業者及び地方の有力な小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用の疑いがある事案について４件の警告を行ったほか、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして２７件の注意を行った。

第２　警告の内容

令和７年度は、優越的地位濫用の規定に違反するおそれがあるとして、新明電材株式会社、株式会社デリシア、株式会社かましん及び株式会社ザグザグの４社に対して警告を行った。

１　新明電材株式会社に対する件（令和７年９月２５日）

新明電材株式会社は、遅くとも令和４年４月１日から令和７年７月６日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた。

⑴　感謝セール協賛の名目で、毎年６月頃、代表取締役名の要請文書を送付することにより、あらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた。

⑵　協力会費の名目であらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた。

２　株式会社デリシアに対する件（令和８年２月２６日）

株式会社デリシアは、遅くとも令和４年４月１日から令和７年７月６日までの間、納入業者に対し、自社の店舗の新規開店、改装開店又は売場変更に際し、これらを実施する店舗において商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

３　株式会社かましんに対する件（令和８年３月５日）

株式会社かましんは、遅くとも令和４年３月１日から令和７年１２月７日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた。

⑴　自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、当該店舗の利益を確保するため、あらかじめ算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、「オープン協賛」と称して、当該店舗の初回に納入する商品の全てについて、通常納入価格から半額又は全額を値下げした価格で納入させることにより、当該価格と通常納入価格との差額に相当する経済上の利益を提供させていた。

⑵　自社の店舗の新規開店、改装開店、棚替え又はおせち商品の販売に際し、これら

を実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

４　株式会社ザグザグに対する件（令和８年３月１２日）

株式会社ザグザグは、遅くとも令和６年８月２０日から令和７年１２月２３日までの間、納入業者に対し、自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

第３　注意の件数及び内容

１　令和７年度に注意を行った２７件について、取引形態別にみると、小売業者（スーパーマーケット、ドラッグストア等）に対する納入取引が１５件と最も多く、次いで卸売業者に対する納入取引が７件、物流取引が１件、その他の取引（娯楽業、輸送用機械器具製造業等）が４件となっている。

２　注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が１５件中７件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が５件となっている。

また、卸売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が７件中４件と最も多く、次いで「その他の経済上の利益の提供の要請」が２件、「返品」、「減額」及び「取引の対価の一方的決定」が各１件となっている。物流取引については、「その他の経済上の利益の提供の要請」が１件となっている。

さらに、その他の取引については、４件中２件が「取引の対価の一方的決定」で、「協賛金等の負担の要請」及び「従業員等の派遣の要請」が各１件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「協賛金等の負担の要請」が１０件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が８件、「その他の経済上の利益の提供の要請」、「取引の対価の一方的決定」及び「減額」が各４件となっている。

ただし、一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数と行為類型の内訳の合計数とは一致しない。

３　優越的地位の濫用行為で注意した主な事例は別紙のとおりである。

別紙

優越的地位の濫用行為で注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

１　小売業者に対する納入取引

従業員等の派遣の要請

(1) スーパーマーケットを営むＡは、納入業者に対し、新規開店及び改装開店に際し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているところ、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を支払っていなかった。

協賛金等の負担の要請

(2) ドラッグストアを営むＢは、納入業者に対し、新規開店等における販売促進費用の一部に充てるための費用、消費者が利用するクーポンによる値引きの原資の一部に充てるための費用等を各種リベートとして、その算出根拠等を説明することなく、金銭の負担を要請していた。

２　卸売業者に対する納入取引

協賛金等の負担の要請

(1) 建築材料、鉱物・金属材料等の卸売業を営むＣは、納入業者に対し、「ファミリーセール協賛金」として、その算出根拠や使途等について説明することなく、取引額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請していた。

その他の経済上の利益の提供の要請

(2) 自動車関連部品の卸売業を営むＤは、納入業者に対し、納入時における検品作業及びＤの倉庫内の棚への格納作業を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

３　物流取引

その他の経済上の利益の提供の要請

道路貨物運送業を営むＥは、運送業務を委託する物流事業者対し、Ｅの倉庫における荷物の仕分け作業を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

４　その他の取引

取引の対価の一方的決定

(1) 自動車部品の製造業を営むＦは、納入業者からの労務費の上昇による取引価格の引

上げ要請に対して、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定していた。

協賛金等の負担の要請

(2) ゴルフ場の運営事業を営むＧは、取引先事業者に対し、Ｇが運営するゴルフ場における競技会の開催に当たり、取引先事業者の名称を記載した看板の設置に係る費用等を協賛金として、その算出根拠等を説明することなく、金銭の負担を要請していた。